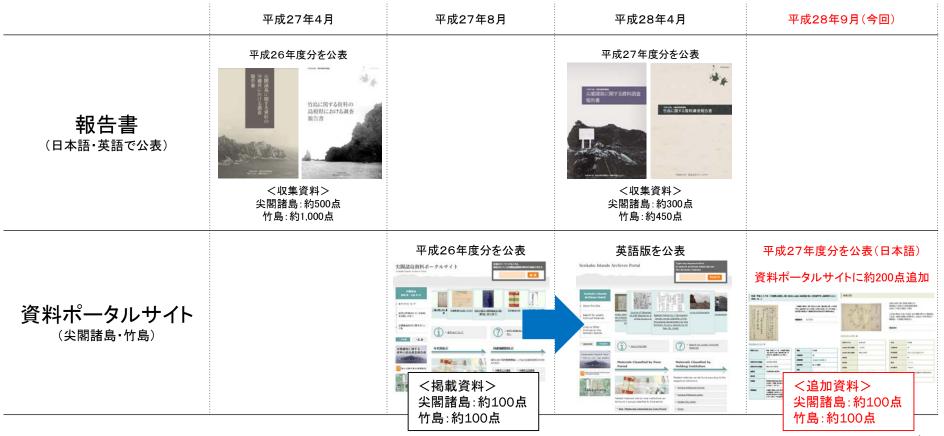


## 尖閣諸島、竹島に関する資料委託調査事業成果の ポータルサイトへの掲載について 平成28年9月 内閣官房領土

平成28年9月 内閣官房領土・主権対策企画調整室

### 平成27年度に実施した資料委託調査事業の成果を「尖閣諸島、竹島資料ポータルサイト」へ掲載

### 資料の委託調査報告書、ポータルサイトの公表時期



## 1 尖閣諸島に関する掲載資料(1)

### 1. 中国が尖閣諸島を日本の沖縄県八重山郡の一部として認識していたことを示す資料 (感謝状)の関連資料

◇ 1. [写] 駐長崎領事館公函第三五号 [1920年(大正9年)5月22日]<sub>ふうべん</sub> [大中華民国 駐長崎領事 馮冕] 著 (遭難支那人(福州人)救助二関スル件 大正九年一月) (外務省外交史料館所蔵)

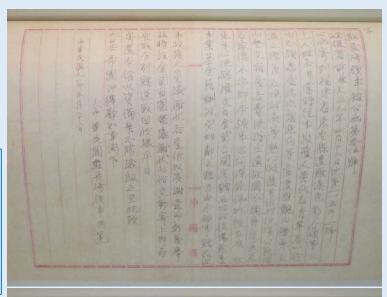
駐中華民国長崎領事馮冕から沖縄県知事宛文書写。

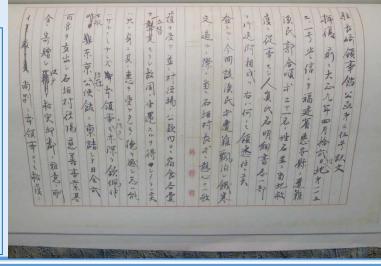
(尖閣諸島へ漂着した)中華民国漁民への石垣村長らの 救護並びに保護送還措置に対して謝意を表すると共に、石 垣村役場へ金200円の寄贈と漁民救護に従事した人々宛7 通の感謝状を送付した旨記されている。

### ◇ 2. 1の和訳 (外務省外交史料館所蔵)

"「福建省恵安県ノ遭難漁民郭合順等三十一名ノ姓名並二 当地救護二従事セシ人員氏名明細書各一部ヲ御送附相成 リ右ハ何レモ領悉仕候査スルニ<u>今回該漁民等遭難飄泊シ</u> 饑寒交ニ逼ルノ際ニ当リ<u>石垣村長等ノ熱心ナル救護ヲ受</u> <u>ケ</u>並ニ村役場ノ公欵内ヨリ宿食各費ヲ立替セラレ故国ニ生 還スルヲ得シメラレ候ハ只ニ身ニ其ノ恵ヲ受ケタルモノ徳ヲ 感ジ忘ル能ハザルノミナラズ・・・

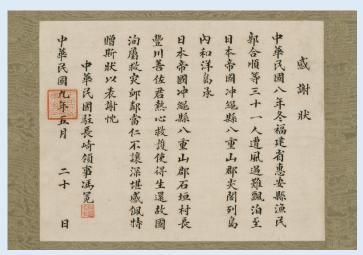
馮長崎駐在支那領事 沖縄県知事宛」"





## 1 尖閣諸島に関する掲載資料(2)

### ◇参考 感謝状原文(H26年度事業で掲載ズミ)



### 感謝状

中華民国八年冬福建省恵安県漁民 郭合順等三十一人遭風遇難飄泊至 日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島 内和洋島承

日本帝国八重山郡石垣村長 豊川善佐君熱心救護使得生還故国 洵属救災恤鄰當仁不讓深堪感佩特 贈斯状以表謝忱

中華民国駐長崎領事馮冕印

中華民国九年五月二十日印



### 感謝状

中華民国八年冬福建省恵安県漁民 郭合順等三十一人遭風遇難飄泊至 日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島 内和洋島承

日本帝国八重山郡石垣村雇玉代勢 孫伴君熱心救護使得生還故国洵属 救災恤鄰當仁不讓深堪感佩特贈斯 状以表謝忱

中華民国駐長崎領事馮冕印

中華民国九年五月二十日印

## 1 尖閣諸島に関する掲載資料(3)

### 2. 沖縄返還前における琉球政府立法院による中国の誤った主張に関する抗議(要請)

◇3. 施政権返還に伴う措置・尖閣列島の領土権防衛に関する要請決議 琉球政府立法院(文部省供覧 1970年(昭和45年)9月29日) (国立公文書館所蔵)

琉球政府による尖閣諸島領土防衛に関する本土政府宛て要請。 同立法院決議文書「決議第十二号 尖閣列島の領土防衛に関す る要請決議」添付

### 決議第十二号

尖閣列島の領土権防衛に関する要請決議

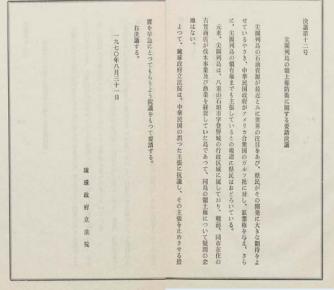
尖閣列島の石油資源が最近とみに世界の注目をあび、 県民がその開発に大きな期待をよせているやさき、<u>中華民</u> 国政府がアメリカ合衆国のガルフ社に対し、鉱業権を与え、 さらに、<u>尖閣列島の領有権までも主張しているとの報道に</u> 県民はおどろいている。

よって、<u>琉球政府立法院は、中華民国の誤った主張に抗議し、その主張を止めさせる措置を早急にとってもらうよう</u>院議をもって要請する。

右決議する。

一九七〇年八月三十一日 琉球政府立法院





## 1 尖閣諸島に関する掲載資料(4)

## 3. 戦前戦後を通じて公的機関による漁業資源調査や漁業を行っていたことを示す資料

### ◇4. 沖縄県水産試験場報告第1号

[沖縄県鮪延縄並二深海一本釣漁業経済調査書] 1938年(昭和13年)

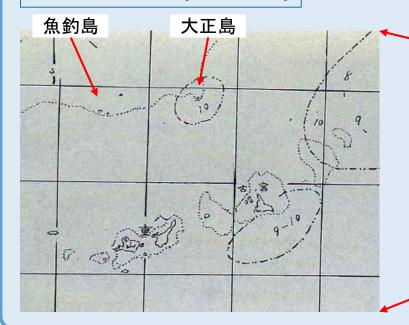
沖縄県水産試験場報告[1936-1941] (中央水産研究所図書館所蔵)

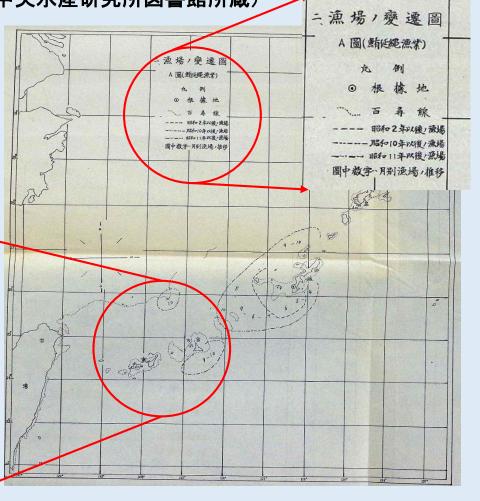
### 漁場の変遷図

「1. 鮪延縄漁業、2. (深海)一本漁業」に昭和11年 以降尖閣諸島漁場が利用されてきたことがうかが える。

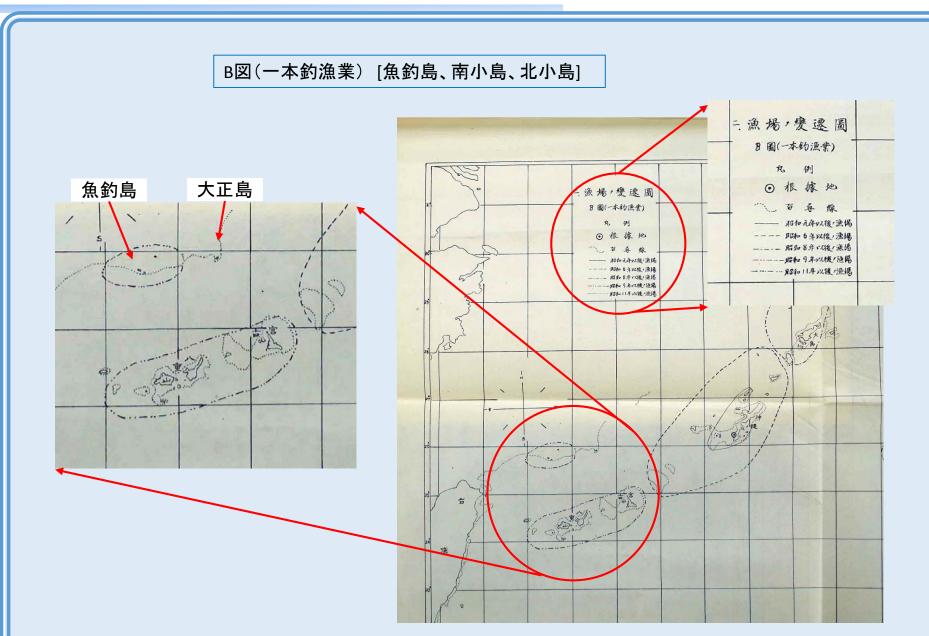
"「沖縄県鮪延縄並二深海一本釣漁業経済調査書 「漁場の変遷図(昭和11年以降ノ漁場)」"

### A図(鮪延縄漁業) [大正島近海]





## 1 尖閣諸島に関する掲載資料(5)



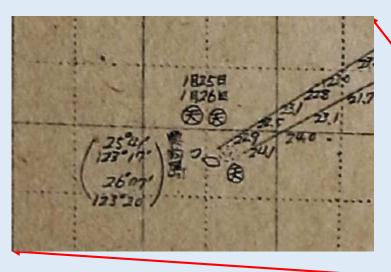
## 1 尖閣諸島に関する掲載資料(6)

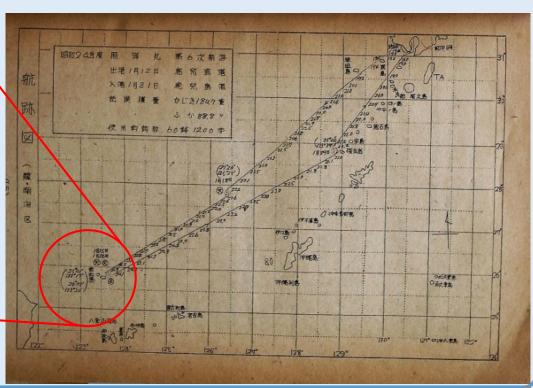
◇ 5. 旗魚延縄漁業試験 [昭和24年度事業報告書] [1950年(昭和25年)] 鹿児島県水産試験場事業報告書1949-1951 (鹿児島大学図書館水産学部分館(郷土資料)所蔵)

1950年1月に尖閣諸島魚釣島近海でカジキ延縄漁業試験及び鰹漁場調査を実施。鰹群の回遊が認められたので、枕崎港に無線連絡し当漁船の出漁を促し、結果前例にない豊漁を収めた。

"「二. 旗漁延縄漁業試験 経過の概要 (略)

第6次航海は1月2日先頭群島魚釣島附近を操業し、鰹漁場の探索を併せて調査した。」"





## 1 尖閣諸島に関する掲載資料(7)

### 4. 米国等の尖閣諸島に関する認識を示す地図

◆ 6. [台湾省全図] [1956年(昭和31年)9月]

US Army Map Service [連合勤務総司令部測量所(中華民国)]

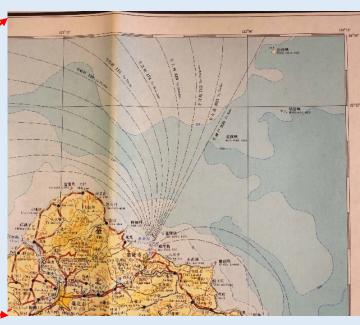
[日本、South Korea、台湾等の地図]

(沖縄県公文書館所蔵(エドワード・フライマスコレクション))

中華民国の作成した台湾省図をAMS(旧米国陸軍地図局)が出版したもの。

同図に尖閣諸島は含まれていない。





## 1 尖閣諸島に関する掲載資料(8)

### ◇7. A Gazetteerr of the Ryukyu Islands [1966年(昭和41年)]

George K. Sankey
USCAR [琉球列島米国民政府]
(沖縄県公文書館所蔵(エドワード・フライマスコレクション))

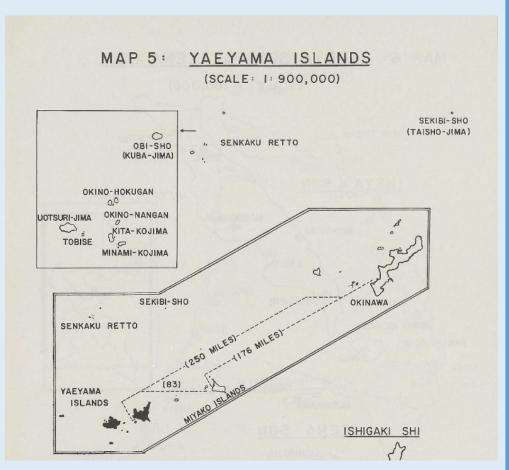
島嶼名のリストに「Senkaku Retto」等として記されている。

また<u>地図の項には「RYUKYU ISLANDS」として尖閣諸島を含む</u>沖縄諸島の地理的境界を明示。「YAEYAMA ISLANDS」には尖閣諸島各島々が名称とともにローマ字表記で明示されている。

"A GAZETTER OF THE RYUKYU ISLANDS SECTION I

A List of Islands

Kita Ko-Jima Kobi-sho Kuba-jima Kubashima Minami Kojima Obi-sho Okino Kitaiwa Okino Minami-iwa Raleigh (Rock) Senkaku Retto Sento Sho-sho Uotsuri-jima Uotsuri-shima"



## 1 尖閣諸島に関する掲載資料(9)

### 5. 我が国の尖閣諸島における行政権(警察権)の行使の態様を示す資料

◇ 8. 海上保安の現況 昭和53年7月 (1978年(昭和53年)7月) 第11管区海上保安本部

(沖縄県立図書館所蔵)

第11管区海上保安部による1977年次報告書。1977年度 の尖閣諸島における領海侵犯(不法操業、停泊徘徊等)及 び不法上陸者数等を記載。

### "「3. 領海警備

(1) 尖閣諸島周辺の領海警備

当管区所属の巡視船及び航空機のほか他管区から巡視船13隻の派遣を受けて警戒にあたり、領海内で不法操業、停漂泊した<u>侵犯台湾漁船に対しては立入検査を行い</u>警告書を交付、位置確認書及び誓約書を徴して<u>領海外に退去</u>させている。」"

#### 3. 領海警備

#### 既 要

52年7月1日、領海法の施行に伴って拡大された当管内の領海警備には、 巡視船や航空機の配備を強化して、尖閣諸島及び八重山列島を重点的に台湾漁 船の領海侵犯や不法操業の取締りを実施している。

52年中当管区が確認した領海侵犯状況は、第2-10表のとおりである。

第2-10表 台湾船領海侵犯状況

| 区域区分     | 不法操業      | 停泊徘徊等     | 不法上陸                  |
|----------|-----------|-----------|-----------------------|
| 尖 閣 諸 島  | 90 (63) 隻 | 42 (29) 隻 | 0 (21) 隻              |
| 宮古・八重山列島 | 4 ( 78)   | 3 (42)    | 0 (3)                 |
| 沖縄群島     | 0 ( 31)   | 8 (13)    | 0 (12)                |
| 計        | 94 (172)  | 53 (84)   | 0 (36)                |
|          |           |           | \ ch   L   C1 /C   PE |

#### ) 内は、51 年度

#### (1) 尖閣諸島周辺の領海警備

当管区所属の巡視船及び航空機のほか他管区から巡視船延べ13隻の派遣を受けて警戒にあたり、領海内で不法操業、停漂泊した侵犯台湾漁船に対しては立入検査を行い警告書を交付、位置確認書及び誓約書を徴して領海外に退去させている。

#### (2) 宮古・八重山列島及び本島周辺の領海警備

51年、激増した台湾漁船による与那国島周辺と久米島周辺の「はえ縄」及び「さんで採取」不法操業は、52年には4隻と減り、領海法施行後は取締りを強化して検挙の方針で臨んだが侵犯は皆無であった。

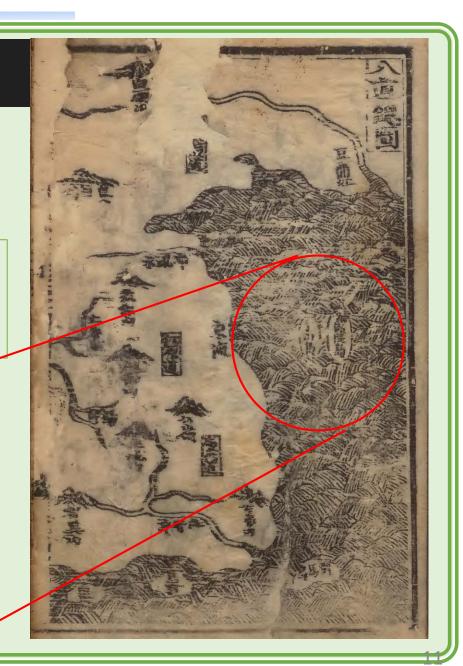
### 1. 中世(室町時代)における韓国の竹島に 関する認識を示す資料(絵図)

◆1. 「八道総図」『東覧図』 1530年(享禄3年) 盧思慎 新増東国輿地勝覧 (国立公文書館所蔵)

朝鮮王朝時代に編纂された官撰地誌『新増東国輿地勝覧』の附図。

韓国が現在の竹島と主張する「于山島」が鬱陵島の西側、朝鮮半島寄りに同じ大きさで配置されている。





## 2 竹島に関する掲載資料(2)

### ◇2. 新増東国奥地勝覧 1530年(享禄3年) 45巻 盧思慎 (国立公文書館所蔵)

朝鮮王朝時代の官撰地誌。全国総図「八道総図」と各道地図を掲載し、朝鮮全土の郡県ごとに記述。「(于山島、欝陵島は)風日清明なれば即ち峯頭の樹木及び山根沙渚歴歴見るべし。」とあり、二島が朝鮮半島から眺めることが出来る距離にあると述べている。<u>竹島は朝鮮半島から見える距離にはない(約217km)ため、于山島が現在の竹島であるとする韓国側の主張は根拠に欠ける</u>ことが分かる。

"「于山島 欝陵島 一云武陵 一云羽陵 二島在県正東海中 三峯及 業掌空 南峯梢卑 風日清明則<u>峯頭樹木 及山根沙渚 歴々可見</u> 風便 則二日可到 一説干山 欝陵 本一島 地方百里」

### (現代語訳)

※于山島と欝陵島は時に武陵、或いは羽陵とも呼ばれ、二島は県の 真東の海中に在る。三つの峰が到達しそうなほど空を支え、南の峰 はやや低い。天候が清く明らかであれば<u>山頂の樹木及び山麓の海</u> <u>岸をありありと見ることができる</u>。風が良ければ二日で到達できる。 一説に于山と鬱陵は本来一つの島で、周囲は百里(約40km)ある。"



## 竹島に関する掲載資料(3)

### 2. 江戸時代における松島(現在の竹島)に関する認識を示す資料

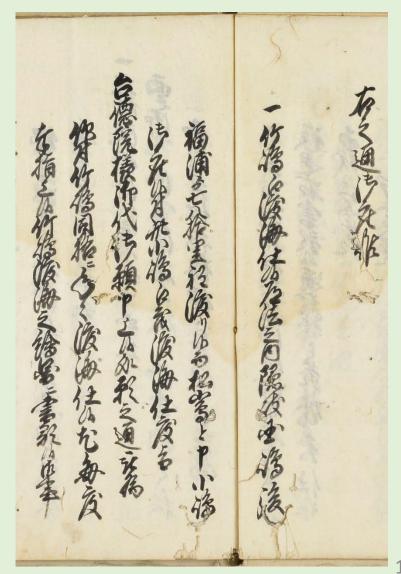
◇3. 竹嶋江渡海之次第先規より書付之写 1738年(元文3年)12月 大谷九右衞門 (米子市立図書館所蔵)

大谷家の竹島(現在の鬱陵島)渡海及びその道のりに ある松島(現在の竹島)への渡海について書かれた文書。 幕府からのお尋ねに対する書付と絵図が添付されている。

"「一 竹嶋江渡海仕候道法之内隠岐国島後福浦より七 八拾里程渡り候而松島と申小島御座候付此小島江茂渡 海仕度旨台徳院様御代御願申上候処願之通被為仰付 竹島同様二年々渡海仕候」

### (現代語訳)

※一 竹島渡海の道のりのうち、隠岐国の島後にある福 浦より七、八十里行くと、松島という小島があるので、この 小島への渡海も台徳院様の代(二代将軍秀忠1605~ 23)にお願いしたところ、お許しいただき、竹島と同様に毎 年渡海した。"



## 2 竹島に関する掲載資料(4)

### ◇4. 竹島図説

1849年(嘉永2年)

金森建策

(国立公文書館所蔵)

### 「隠岐国松島」という記述がある資料。

江戸時代には「松島(現在の竹島)」が日本の領土の一部(隠岐国の一部)として認識されていたことがわかる。

"「<u>隠岐国松島西島</u>(松島の一小属島なり土俗呼ぶ次島と做す)<u>よ</u> り海上道規凡そ四十里許北方に一島あり名を竹島と曰ふ」

### (現代語訳)

※隠岐国松島(現在の竹島)の西島(松島の一小属島で、地元の人々は次島としている)から海上の道のり約四十里(160km)北方に島が一つある。その名を竹島(現在の鬱陵島)という。"

寄ララ 化鲜朝クア見渡島道隱 島シスナノ鮮虚り郡島日り規岐此 メ且五夢山ノ是潭七本 ん国説 サ竹里陵ト見遠野ルニ四松恐 島儿木許山云工見目一接十 ノ最夫是+ルレノ三老シ里 東地繁ノナラハハ考柳叟朝許西 南往茂言五二恐儿月村二鲜北島 切《人二里 八四以日語里行方土松 ~ ルタ東ト 朝十テリ问許島 二俗島 捻カメ西云=里竹鹿セトョー呼り テラ敢特モ隆許島岐ラスリ島テー 古ステ長スシカヨノレ此朝ア次か 大トス要其地トリ後シ説鮮り島属 坂 可果大形云朝岛井八人名下岛 浦 産 /概三 , 鮮~其享海テ做+ ト 物甚ラ角O山三答保上竹スリ 日最広云三謙月十二九道島日 此多知了又按見五伯年規一り 迎卡人之周三八六州普四日,海 八一力撑围那少里会憂十此上

## 2 竹島に関する資料調査(5)

# 3. 戦前の水産学校の航海実習において、竹島視察が組み込まれていることがわかる 資料

◇5. 「總航程一千浬 漁労科生の視察県立隠岐商船水産校十七日間の予定」 1935年(昭和10年)7月9日 山陽新聞社 (島根県立図書館所蔵)

1935年の隠岐商船水産学校漁撈科三学年の北朝鮮東岸視察旅行の最終日程に竹島視察が組み込まれていることを報じた記事。

"「<u>県立隠岐商船水産学校</u>に於ては昨年北鮮漁業視察計画以来諸般の設備完成を見るに至ったので、左記日程により八日午前九時西郷港発の練習船鵬丸を就航せしめ同校漁撈科第三学年生徒の遠航漁業調査実習を見るに至ったが視察予定は十七日間で北鮮沿岸漁港を清津、雄基に至る總航程一千海里に亘り各方面の産業状態の視察をなし

(略)二十二日午後三時鬱陵島着同九時間 二十三日<u>午前七時ランコ島(※竹島のこと)着</u>同三時間、 午後十時西郷港帰着」" 汨 雅 火

十六日同八群後大津湾川十六日同八群後大津湾川十六日同三時清津湾同二十一十八日同四時清津湾同二十十十八日同四時高津湾同二十十十八日同四時高津湾同十十八日同四時高津河一十一日航京中二十一日航京中二十一日航京中二十一日航京中二十日 航京中二十日 航京中二十日 航京中二十十日 航京中二十十日 航京中二十十日 航京中二十十日 航京中

## 2 竹島に関する資料調査(6)

# 4. GHQの指令(SCAPIN)は、領土問題(竹島の分離)を決定するものではない(講和会議で決定するものである)旨を示す資料

◆6. 行政の分離に関する司令部側との会談 1946年(昭和21年)2月13日 外務省「旧日本外地情況雑件」 (外交史料館所蔵)

1946年1月29日に発行された連合軍最高司令部訓令 (SCAPIN)第677号で日本の行政権が停止される地域に竹島が 含まれたが、その指令に関する外務省連絡官とGHQ民生局担当者との第一回会談の記録。SCAPIN第677号により、竹島が日本 の行政の及ぶ範囲から除かれているが、本指令による決定は領土問題と関係ない旨が記載されている。

"米「本指令は単なる連合国側の行政的便宜より出てたるに 過きす 従来行はれ来りたることを本指令に依り確認せるものなり 即ちSSAPの行政の及ふ範囲は本指令に示せる日本内に限られ其の他はSCAPの所管するところにあらす 例えは大島は CINPACの所管。 鬱陵島は第二十四軍団の指揮下に在り <u>従っ</u> て本指令に依る日本の範囲の決定は何等領土問題とは関連を 有せす 之は他日講和会議にて決定さるへき問題なり」"

## 2 竹島に関する資料調査(7)

### 5. 韓国による実力行使(発砲)を用いた竹島の不法占拠の状況を示す資料

◇7. へくら発砲受く! 竹島で韓国船から 外務省から厳重抗議

1953年(昭和28年)7月14日 日本海新聞社(日本海新聞) (米子市立図書館所蔵)

1953年7月12日、海上保安庁巡視船「へくら」が竹島巡視からの帰途に就いた時に銃撃された事件を報じている。

"「境海上保安部(鳥取県)の柏博次部長を乗せて第四次竹島調査におもむいた巡視船「へくら」は、十二日午前五時二十分同島に到着し調査したところ、同島には韓国人約四十人(うち警察官七名)漁船三隻(いずれも約十トン、大成号、栄号ほか一隻)および伝馬船一隻を認めた。これら漁夫は潜水用具を使ってわかめ、かい類を採取しており、二日の第二次調査の際立てた日本領土の標識が韓国により撤去されていた。同六時十五分ごろ韓国官憲四名(略)が「へくら」を訪問、韓国側の意志として竹島は韓国領土であることを表明したが、我方はこれを拒否し同島は日本領土であることを通告して同八時下船させた。ついで「へくら」は竹島を一周帰途についたが、その途中、突然数十発の発砲を受け、人命には異状なかったが、ボートおよび後部左舷に命中弾二発を受けた。武器は大成号に自動小銃二丁を搭載しており警察官がピストルを携帯しているのがみとめられた。」"



## 竹島に関する資料調査(8)

**♦**8. 社説 韓の竹島措置こそ不法侵略 1954年(昭和29年)09月03日 (株)山陰新報社(現 山陰中央新報)

韓国の竹島不法占拠が進むことへの危機感から書かれた社説。 「われらは郷土の一部が外国の権力下にあるという現実に対して痛 憤を感じないではおられない」と訴えた。

"「この島がわが国の領土となつたのはかの日韓合併がおこなわれた 以前のことであるし韓国独立を規定したサンフランシスコ平和条約でも この竹島の帰属についてはどこにも触れているところは見当らない よつて竹島は明らかにわが国のもの、われら島根県人にとつてはあく までも郷土の一部なのである。」

「敢えて前言を繰り返すが、竹島は日本領土でありわが島根県に属し ている。そこへ、ただ単なる一方的解釈に基くだけで、相手国の主張を 無視して措置を講ずるのは、それがいかに着々と強力に展開されよう とも、これこそ明らかなる不法侵略であるとわれらは解する。たとえ計 画的に既成事実を作りかさねても、それは不法侵略の事実を積み重ね るのにすぎない。」"

ており絶壁には韓国文字が盛いてあった るらしいことが認められ、灯台も作られ

と慣習とに反することはすでにかつて説 であるばかりでなく公海自由の国際常職 側に入っているが、この李宣言が一方的 で、竹島はわが方からみてその線の向う に対して主権を宣言し、 納領が突然朝鮮半島周辺の広範囲な公海 ち昭和二十七年の一月十八日韓国の李大 竹島問題が起ったのは、 いわゆる「季雨 不当であり、日本領であることを機会あ このかた、わが国はもちろんその主張が 国はそれを無視して一方的な措置をうち ることに申入れはしている。しかし、韓 れら島根県人にとつてはあくまでも郷土 よつて竹路は明らかにわが国のものい 韓国が竹島は韓俤であると言い出して

京城一日発のアメリカAP 連信社が伝

こそ不法侵略

韓の竹島措置

た領地標柱の建て替え競争も韓国側の実 方では竹島の地勢からみてとうてい常時 ける軸の響備隊派遣放送に対してもわが コンけて来ている。ひところ両国が演じ 刀主番にわが方が圧倒され、その後にお

また明白なる事実であつて、しかもわが

竹島がわが国の領土であるのは厳たる

局根県穏地郡五箇村に属している。これ

な場合には沿岸番偏隊及び空軍を使うと **人事件に抗議した。。韓国政府当局は必要** るに決定したとともに東京にある同国代 略から守るため数百人の警官隊を派遣す 丁一日の閣僚で竹島をあくまで日本の侵 えるところによると「韓国政府は去る三

島がわが国の領土となったのはかの日韓

るのは、それがいかに蓄々と弱力に展開 領土でありわが島根県に属している。そ で、相手国の主張を無視して措置を講ず 敢えて削雪を繰り返すが、竹踊は日本 たゞ単なる一方的解釈に基くだけ

このうえもない。

ではおられない。

直面しているため韓国が対外および対内 横は直接関係をもつわれるとしては迷惑 域の漁場に足場を築くという意図も判る 場は祭しられないではない。また日本海 ぶる遺憾の意を表明せざるを得ない。 の両面に振舞わなければならないその立 態度に対しわれらは瞬邦の民としてすこ 独立に伴つて動々と複雑困難な問題に 国際常識を逸したやりかたの暴

を練るよう强く要請し、その速かなる息

が、われらは郷土の一部が外国の権力下 通告し万全の手を打つ」と述べたという 土主張の既成選実を作りつくある実情を は「不法行為については韓国に嚴重抗論 するとともに第三国に対しても韓国が領 **善処方を要請したのに対し智見第五課長** にあるという現実に対し痛情を感じない

平和条約でもこの竹島の帰風については どこにも触れているところは見当らない

関し恒松島根県知事が外務省アジア局に

うにあくまで一方的にばかり出る韓国の 盛んなりとはしても、 ならない。しかるに、独立の意気いかに には常職と慣習とを髯重しなくてはなら 相手国と話し合いをしなければ

## 2 竹島に関する資料調査(9)

### 6. 戦後における竹島の写真

◆9. 1954年5月30日に鳥取県水産試験場試験船「だいせん」で竹島に接近調査した時の写真 1954年(昭和29年)5月30日 鳥取県水産試験場 (鳥取県公文書館)







